

○郡山市特定疾患患者福祉手当条例

昭和50年3月27日

郡山市条例第13号

改正 昭和53年3月24日郡山市条例第17号

昭和58年6月15日郡山市条例第20号

平成6年3月29日郡山市条例第11号

平成12年3月28日郡山市条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、特定疾患患者に対して特定疾患患者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、特定疾患患者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「特定疾患患者」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 規則で定める疾患にり患している者

(2) 人工腎臓を利用する者

(3) せき髄疾患で身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4号の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害の等級が1級に該当し、かつ、運動、知覚及びぼうこう直腸障害を伴うもの

2 この条例において「保護者」とは、特定疾患患者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該患者を現に監護しているものをいう。

(昭53条例17・平12条例7・一部改正)

(受給資格)

第3条 手当の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有する特定疾患患者又はその保護者とする。

(平6条例11・一部改正)

(支給の制限)

第4条 特定疾患患者が次の各号のいずれかに該当する場合は、手当を支給しない。

(1) 前年の所得（1月から6月までは前々年の所得とする。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「施行令」という。）第6条の4第1項に定める額を超えるとき。

(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項で定める扶養義務者であって主として特定疾患患者の生計を維持するものをいう。）の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、施行令第5条の4第2項に定める額を超えるとき。

(昭53条例17・全改、昭58条例20・平12条例7・一部改正)

(手当の額)

第5条 手当の額は、特定疾患患者1人につき月額4,000円とする。

(昭53条例17・一部改正)

(支給期間及び支給期月)

第6条 手当の支給期間は、次条の規定による受給資格の認定を受けた日の属する月から受給資

格を失った日の属する月までとする。

- 2 手当は、毎年3月、7月及び11月の3期にそれぞれの月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支給期月でない月であっても支給することができる。

(平12条例7・一部改正)

(受給資格の認定)

第7条 受給資格者は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請して資格の認定を受けなければならない。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、規則に定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 手当の支給を受けている者は、毎年6月1日現在における現況を市長に届け出なければならない。

(平12条例7・一部改正)

(支給の停止)

第9条 特定疾患患者が次の各号のいずれかに該当したときは、手当の支給を停止する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 患者でなくなったとき。
- (3) 市内に住所を有しなくなったとき。

- 2 特定疾患患者又はその保護者は、前項各号のいずれかに該当したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(平6条例11・平12条例7・一部改正)

(手当の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によって手当の支給を受けた者があるときは、その者から当該手当を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(平12条例7・一部改正)

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 手当の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年郡山市条例第17号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年郡山市条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年郡山市条例第11号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年郡山市条例第7号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(処分、申請、届出等に関する経過措置)
- 5 施行日前に、この条例による改正前のそれぞれの条例又はこれに基づく規程によりなされた届出、申請、処分その他の行為で施行日において現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○郡山市特定疾患患者福祉手当条例施行規則

昭和50年3月27日

郡山市規則第6号

改正 昭和53年8月18日郡山市規則第30号  
平成元年3月24日郡山市規則第5号  
平成6年3月31日郡山市規則第19号  
平成7年3月31日郡山市規則第26号  
平成12年3月30日郡山市規則第43号  
平成14年3月26日郡山市規則第15号  
平成15年11月14日郡山市規則第60号  
平成20年5月29日郡山市規則第40号  
平成22年2月9日郡山市規則第1号  
平成24年7月5日郡山市規則第49号  
平成26年12月26日郡山市規則第74号  
平成27年6月30日郡山市規則第75号  
平成27年12月28日郡山市規則第113号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市特定疾患患者福祉手当条例（昭和50年郡山市条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める疾患)

第2条 条例第2条第1項第1号の規則で定める疾患は、次のとおりとする。

- (1) 球脊髄性筋萎縮症
- (2) 筋萎縮性側索硬化症
- (3) 脊髄性筋萎縮症
- (4) 原発性側索硬化症
- (5) 進行性核上性麻痺
- (6) パーキンソン病
- (7) 大脳皮質基底核変性症
- (8) ハンチントン病
- (9) 神経有棘赤血球症
- (10) シャルコー・マリー・トゥース病
- (11) 重症筋無力症
- (12) 先天性筋無力症候群
- (13) 多発性硬化症／視神経脊髄炎
- (14) 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
- (15) 封入体筋炎
- (16) クロウ・深瀬症候群
- (17) 多系統萎縮症
- (18) 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
- (19) ライソゾーム病

- (20) 副腎白質ジストロフィー
- (21) ミトコンドリア病
- (22) もやもや病
- (23) プリオン病
- (24) 亜急性硬化性全脳炎
- (25) 進行性多巣性白質脳症
- (26) HTLV-1 関連脊髄症
- (27) 特発性基底核石灰化症
- (28) 全身性アミロイドーシス
- (29) ウルリッヒ病
- (30) 遠位型ミオパチー
- (31) ベスレムミオパチー
- (32) 自己貪食空胞性ミオパチー
- (33) シュワルツ・ヤンペル症候群
- (34) 神経線維腫症
- (35) 天疱瘡
- (36) 表皮水疱症
- (37) 膿疱性乾癬（汎発型）
- (38) スティーヴンス・ジョンソン症候群
- (39) 中毒性表皮壊死症
- (40) 高安動脈炎
- (41) 巨細胞性動脈炎
- (42) 結節性多発動脈炎
- (43) 顕微鏡的多発血管炎
- (44) 多発血管炎性肉芽腫症
- (45) 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
- (46) 悪性関節リウマチ
- (47) バージャー病
- (48) 原発性抗リン脂質抗体症候群
- (49) 全身性エリテマトーデス
- (50) 皮膚筋炎／多発性筋炎
- (51) 全身性強皮症
- (52) 混合性結合組織病
- (53) シェーグレン症候群
- (54) 成人スチル病
- (55) 再発性多発軟骨炎
- (56) ベーチェット病
- (57) 特発性拡張型心筋症
- (58) 肥大型心筋症
- (59) 拘束型心筋症

- (60) 再生不良性貧血
- (61) 自己免疫性溶血性貧血
- (62) 発作性夜間ヘモグロビン尿症
- (63) 特発性血小板減少性紫斑病
- (64) 血栓性血小板減少性紫斑病
- (65) 原発性免疫不全症候群
- (66) IgA腎症
- (67) 多発性嚢胞腎
- (68) 黄色靱帯骨化症
- (69) 後縦靱帯骨化症
- (70) 広範脊柱管狭窄症
- (71) 特発性大腿骨頭壊死症
- (72) 下垂体性ADH分泌異常症
- (73) 下垂体性TSH分泌亢進症
- (74) 下垂体性PRL分泌亢進症
- (75) クッシング病
- (76) 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
- (77) 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
- (78) 下垂体前葉機能低下症
- (79) 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
- (80) 甲状腺ホルモン不応症
- (81) 先天性副腎皮質酵素欠損症
- (82) 先天性副腎低形成症
- (83) アジソン病
- (84) サルコイドーシス
- (85) 特発性間質性肺炎
- (86) 肺動脈性肺高血圧症
- (87) 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
- (88) 慢性血栓性肺高血圧症
- (89) リンパ管筋腫症
- (90) 網膜色素変性症
- (91) バッド・キアリ症候群
- (92) 特発性門脈圧亢進症
- (93) 原発性胆汁性肝硬変
- (94) 原発性硬化性胆管炎
- (95) 自己免疫性肝炎
- (96) クローン病
- (97) 潰瘍性大腸炎
- (98) 好酸球性消化管疾患
- (99) 慢性特発性偽性腸閉塞症

- (100) 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
- (101) 腸管神経節細胞僅少症
- (102) ルビンシュタイン・テイビ症候群
- (103) CFC症候群
- (104) コステロ症候群
- (105) チャージ症候群
- (106) クリオピリン関連周期熱症候群
- (107) 全身型若年性特発性関節炎
- (108) TNF受容体関連周期性症候群
- (109) 非典型溶血性尿毒症症候群
- (110) ブラウ症候群
- (111) 先天性ミオパチー
- (112) マリネスコ・シェーグレン症候群
- (113) 筋ジストロフィー
- (114) 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
- (115) 遺伝性周期性四肢麻痺
- (116) アトピー性脊髄炎
- (117) 脊髄空洞症
- (118) 脊髄髄膜瘤
- (119) アイザックス症候群
- (120) 遺伝性ジストニア
- (121) 神経フェリチン症
- (122) 脳表ヘモジデリン沈着症
- (123) 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
- (124) 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
- (125) 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
- (126) ペリー症候群
- (127) 前頭側頭葉変性症
- (128) ビッカースタッフ脳幹脳炎
- (129) 痙攣重積型（二相性）急性脳症
- (130) 先天性無痛無汗症
- (131) アレキサンダー病
- (132) 先天性核上性球麻痺
- (133) メビウス症候群
- (134) 中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
- (135) アイカルディ症候群
- (136) 片側巨脳症
- (137) 限局性皮質異形成
- (138) 神経細胞移動異常症
- (139) 先天性大脳白質形成不全症

- (140) ドラベ症候群
- (141) 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
- (142) ミオクロニー欠神てんかん
- (143) ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
- (144) レノックス・ガストー症候群
- (145) ウエスト症候群
- (146) 大田原症候群
- (147) 早期ミオクロニー脳症
- (148) 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
- (149) 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
- (150) 環状20番染色体症候群
- (151) ラスムッセン脳炎
- (152) PCDH19関連症候群
- (153) 難治頻回部分発作重積型急性脳炎
- (154) 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
- (155) ランドウ・クレフナー症候群
- (156) レット症候群
- (157) スタージ・ウェーバー症候群
- (158) 結節性硬化症
- (159) 色素性乾皮症
- (160) 先天性魚鱗癬
- (161) 家族性良性慢性天疱瘡
- (162) 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
- (163) 特発性後天性全身性無汗症
- (164) 眼皮膚白皮症
- (165) 肥厚性皮膚骨膜症
- (166) 弾性線維性仮性黄色腫
- (167) マルフアン症候群
- (168) エーラス・ダンロス症候群
- (169) メンケス病
- (170) オクシピタル・ホーン症候群
- (171) ウィルソン病
- (172) 低ホスファターゼ症
- (173) VATER症候群
- (174) 那須・ハコラ病
- (175) ウィーバー症候群
- (176) コフィン・ローリー症候群
- (177) 有馬症候群
- (178) モワット・ウィルソン症候群
- (179) ウィリアムズ症候群

- (180) ATR—X症候群
- (181) クルーゼン症候群
- (182) アペール症候群
- (183) ファイファー症候群
- (184) アントレー・ビクスラー症候群
- (185) コフィン・シリス症候群
- (186) ロスマンド・トムソン症候群
- (187) 歌舞伎症候群
- (188) 多脾症候群
- (189) 無脾症候群
- (190) 鰓耳腎症候群
- (191) ウェルナー症候群
- (192) コケイン症候群
- (193) プラダー・ウィリ症候群
- (194) ソトス症候群
- (195) スーナン症候群
- (196) ヤング・シンプソン症候群
- (197) 1 p36欠失症候群
- (198) 4 p欠失症候群
- (199) 5 p欠失症候群
- (200) 第14番染色体父親性ダイソミー症候群
- (201) アンジェルマン症候群
- (202) スミス・マギニス症候群
- (203) 22q11.2欠失症候群
- (204) エマヌエル症候群
- (205) 脆弱X症候群関連疾患
- (206) 脆弱X症候群
- (207) 総動脈幹遺残症
- (208) 修正大血管転位症
- (209) 完全大血管転位症
- (210) 単心室症
- (211) 左心低形成症候群
- (212) 三尖弁閉鎖症
- (213) 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
- (214) 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
- (215) ファロー四徴症
- (216) 両大血管右室起始症
- (217) エプスタイン病
- (218) アルポート症候群
- (219) ギャロウェイ・モワト症候群

- (220) 急速進行性糸球体腎炎
- (221) 抗糸球体基底膜腎炎
- (222) 一次性ネフローゼ症候群
- (223) 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
- (224) 紫斑病性腎炎
- (225) 先天性腎性尿崩症
- (226) 間質性膀胱炎（ハンナ型）
- (227) オスラー病
- (228) 閉塞性細気管支炎
- (229) 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
- (230) 肺胞低換気症候群
- (231)  $\alpha$  1-アンチトリプシン欠乏症
- (232) カーニー複合
- (233) ウォルフラム症候群
- (234) ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
- (235) 副甲状腺機能低下症
- (236) 偽性副甲状腺機能低下症
- (237) 副腎皮質刺激ホルモン不応症
- (238) ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
- (239) ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
- (240) フェニルケトン尿症
- (241) 高チロシン血症 1 型
- (242) 高チロシン血症 2 型
- (243) 高チロシン血症 3 型
- (244) メープルシロップ尿症
- (245) プロピオン酸血症
- (246) メチルマロン酸血症
- (247) イソ吉草酸血症
- (248) グルコーストランスポーター 1 欠損症
- (249) グルタル酸血症 1 型
- (250) グルタル酸血症 2 型
- (251) 尿素サイクル異常症
- (252) リジン尿性蛋白不耐症
- (253) 先天性葉酸吸収不全
- (254) ポルフィリン症
- (255) 複合カルボキシラーゼ欠損症
- (256) 筋型糖原病
- (257) 肝型糖原病
- (258) ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
- (259) レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症

- (260) シトステロール血症
- (261) タンジール病
- (262) 原発性高カイロミクロン血症
- (263) 脳腱黄色腫症
- (264) 無 $\beta$ リポタンパク血症
- (265) 脂肪萎縮症
- (266) 家族性地中海熱
- (267) 高IgD症候群
- (268) 中條・西村症候群
- (269) 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
- (270) 慢性再発性多発性骨髄炎
- (271) 強直性脊椎炎
- (272) 進行性骨化性線維異形成症
- (273) 肋骨異常を伴う先天性側弯症
- (274) 骨形成不全症
- (275) タナトフォリック骨異形成症
- (276) 軟骨無形成症
- (277) リンパ管腫症／ゴーハム病
- (278) 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
- (279) 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
- (280) 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
- (281) クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
- (282) 先天性赤血球形成異常性貧血
- (283) 後天性赤芽球癆
- (284) ダイヤモンド・ブラックファン貧血
- (285) ファンコニ貧血
- (286) 遺伝性鉄芽球性貧血
- (287) エプスタイン症候群
- (288) 自己免疫性出血病XIII
- (289) クロンカイト・カナダ症候群
- (290) 非特異性多発性小腸潰瘍症
- (291) ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
- (292) 総排泄腔外反症
- (293) 総排泄腔遺残
- (294) 先天性横隔膜ヘルニア
- (295) 乳幼児肝巨大血管腫
- (296) 胆道閉鎖症
- (297) アラジール症候群
- (298) 遺伝性膵炎
- (299) 嚢胞性線維症

- (300) IgG 4 関連疾患
- (301) 黄斑ジストロフィー
- (302) レーベル遺伝性視神経症
- (303) アッシャー症候群
- (304) 若年発症型両側性感音難聴
- (305) 遅発性内リンパ水腫
- (306) 好酸球性副鼻腔炎
- (307) スモン
- (308) その他市長が認める疾患

(平12規則43・追加、平22規則1・平26規則74・平27規則75・一部改正)

(受給資格の認定申請等)

第3条 条例第7条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、郡山市特定疾患患者福祉手当受給資格認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。ただし、次に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 条例第2条第1項第1号に掲げる者に係る申請にあつては、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証として発行された特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証又は医師の診断書
- (2) 条例第2条第1項第2号に掲げる者に係る申請にあつては、身体障害者手帳又は医師の診断書
- (3) 条例第2条第1項第3号に掲げる者に係る申請にあつては、身体障害者手帳及び医師の診断書
- (4) 特定疾患患者及びその配偶者又は扶養義務者の前年分（申請を1月から6月までに行う場合は、前々年分）の所得金額に係る市区町村長が発行する所得の額、扶養親族の有無及び社会保険料等の控除額が確認できる証明書
- (5) 前号に規定する証明書により証明される事実を市長が公簿等により確認することについて同意する旨の同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その受給資格の認定の可否について決定し、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、受給資格の認定をしない旨の通知には、その理由を付記しなければならない。

(昭53規則30・平6規則19・一部改正、平12規則43・旧第2条繰下・一部改正、平20規則40・平22規則1・平24規則49・平26規則74・平27規則113・一部改正)

(変更届)

第4条 条例第8条第1項の規則に定める事項は、次の各号に掲げるものとし、その届出は、郡山市特定疾患患者福祉手当受給資格内容変更届（第2号様式）によるものとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名

(3) 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(4) その他第3条第1項の認定申請書記載事項で市長が必要と認めるもの  
（平12規則43・平27規則113・一部改正）

（現況届等）

第5条 条例第8条第2項の規定による現況の届出は、郡山市特定疾患患者福祉手当受給資格現況届（第3号様式）に、第3条各号に規定する書類を添付して行わなければならない。ただし、同条各号に規定する書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の届出に基づき、受給資格を喪失したと認める者があるときは、その旨を理由を付して書面により当該受給資格を喪失した者に通知する。

（平12規則43・全改、平27規則113・一部改正）

（喪失届）

第6条 条例第9条第2項の規定による届出は、郡山市特定疾患患者福祉手当受給資格喪失届（第4号様式）によるものとする。

（平12規則43・全改）

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

（平12規則43・旧第8条繰上）

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年郡山市規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の郡山市特定疾患患者福祉手当条例施行規則の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（平成元年郡山市規則第5号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成6年郡山市規則第19号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年郡山市規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成12年郡山市規則第43号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年郡山市規則第15号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年郡山市規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年郡山市規則第40号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成22年郡山市規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第4号及び第3号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年郡山市規則第49号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年郡山市規則第74号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第2条の規定は、平成27年1月以後の月分の特定疾患患者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の特定疾患患者福祉手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の第2条第18号及び第32号に規定する疾患に係る特定疾患患者福祉手当の支給については、施行日以後も引き続き当該疾患が継続している間に限り、なお従前の例による。

附 則（平成27年郡山市規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第2条の規定は、平成27年7月以後の月分の特定疾患患者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の特定疾患患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成27年郡山市規則第113号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（郡山市特定疾患患者福祉手当条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の郡山市特定疾患患者福祉手当条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の郡山市特定疾患患者福祉手当条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

郡山市特定疾患患者福祉手当受給資格認定申請書

年 月 日

郡山市長

住所 〒963—

届出者 郡山市

氏名 ㊟

電話番号 ( ) —

郡山市特定疾患患者福祉手当の受給資格の認定を受けたいので、必要書類を添えて次のとおり申請します。

認定を受けようとする者	ふりがな 氏名	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	住所 郡山市	個人番号	
配偶者	氏名	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	個人番号		
扶養義務者	氏名	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	個人番号		

次のうち当てはまる番号に○を付けてください。

1 2及び3以外の特定疾患患者	疾患名	医療機関	
特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患医療受給者証の状況 1 あり 公費負担医療の受給者番号 <input style="width: 100px;" type="text"/> 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 2 なし (医師の診断書又は証明書を添付) 3 申請中			
2 人工腎臓を利用している者	透析を受けている医療機関	回数	回/週
	身体障害者手帳の状況 手帳番号 第 号 昭和 平成 年 月 日交付		
3 せき髄疾患患者	身体障害者手帳の状況 手帳番号 第 号 昭和 平成 年 月 日交付		
	障害名:		

振込み希望口座	金融機関名	支店名	口座別	口座番号	口座名義(カタカナ)
			普・当		

※受給資格認定審査欄(申請者は記入しないでください。)

審査	認定 認定番号 第 号	担当印	
	却下		

第2号様式(第4条関係)

郡山市特定疾患患者福祉手当受給資格内容変更届

年 月 日

郡 山 市 長

住所

氏名



電話番号( ) —

次のとおり受給資格の認定申請事項に変更があったので、届け出ます。

受給資格者	ふりがな 氏 名		個人番号	
	住 所			
	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	認定番号 第 号

1 住所の変更

変更前住所	
-------	--

2 氏名の変更

ふりがな 変更前氏名	
---------------	--

3 個人番号の変更

変更前 個人番号	
-------------	--

4 その他の変更

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

変更年月日	年 月 日
-------	-------

備考 4のその他の変更は、認定申請書の記載事項のうち配偶者、扶養義務者、振込み希望口座の変更とする。

郡山市特定疾患患者福祉手当受給資格現況届

年 月 日

郡山市長

住所 〒963—  
届出者 郡山市  
氏名 印  
電話番号 ( ) —

平成 年6月1日の現況について、必要書類を添えて次のとおり届け出ます。

受給資格者	ふりがな 氏名	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	住所 郡山市	個人番号	
配偶者	氏名	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	個人番号		
扶養義務者	氏名	続柄	生年月日
	個人番号		明治 大正 年 月 日 昭和 平成

次のうち当てはまる番号に○を付けてください。

1 2及び3以外 の特定疾患患者	疾患名	医療機関	
	特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患医療受給者証の状況 1 あり 公費負担医療の受給者番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 2 なし (医師の診断書又は証明書を添付)		
2 人工腎臓を 利用している者	透析を受ける医療機関	回数	回/週
	身体障害者手帳の状況 手帳番号 第 号 昭和 平成 年 月 日交付		
3 せき髄疾患 患者	身体障害者手帳の状況 手帳番号 第 号 昭和 平成 年 月 日交付 障害名：		

注意 1 届出者は、太線枠内を記入してください。  
 2 受給資格者及びその配偶者又は扶養義務者で主として受給資格者の生計を維持する方の市県民税課税台帳の閲覧に関する同意書又は所得証明書を添付してください(受給資格者及びその配偶者又は扶養義務者で主として受給資格者の生計を維持する方が、今年の1月1日現在において郡山市内に住所を有しなかった場合又は住所を有していたが他市区町村で住民税が課税になっている場合は、該当者の所得金額に係る当該他市区町村長が発行する所得の額、扶養親族の有無及び社会保険料等の控除額が確認できる証明書を添付してください。)  
 3 太線枠内の1に該当する特定疾患患者で特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けていない方は、医師の診断書又は証明書を添付してください。  
 4 この現況届の提出がない場合は、手当の支給が停止されることがあります。

※次の欄には記入しないでください。

審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給継続</li> <li>・資格喪失</li> </ul>
----	--

第4号様式(第6条関係)

郡山市特定疾患患者福祉手当受給資格喪失届			
郡山市長		年 月 日	
住所 届出者 氏名			(印)
		電話番号( )	—
		受給資格者との続柄( )	
次のとおり受給資格を喪失したので、届け出ます。			
受給資格者	ふりがな 氏 名		個人番号
	住 所		
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日	認定番号
受給資格喪失の事由			
1 受給資格者が死亡した。 2 条例に定める患者でなくなった。 3 受給資格者が市内に住所を有しなくなった。 4 その他			
上記が発生した日		年 月 日	
転 出 先 住 所			
備 考	銀行 農 協 信用組合 信用金庫 支店  口座番号： 口座名義人(カタカナ)：		

第 1 号様式 (第 3 条関係)

(平27規則113・全改)

第 2 号様式 (第 4 条関係)

(平27規則113・全改)

第 3 号様式 (第 5 条関係)

(平27規則113・全改)

第 4 号様式 (第 6 条関係)

(平27規則113・全改)